

新電波型式での免許申請書の書きかた IC-208 IC-208D

平成16年1月13日より電波法の改正に伴い、電波型式の表示および無線局免許状への記載方法が改正されています。

この改正により、新しく無線局免許を申請するときは、無線局申請書(無線局事項書/工事設計書)に新しい電波型式による記載が必要となります。

新電波型式での「無線局事項及び工事設計書」は、以下の要領で記入してください。



※工事設計書には、一括記載コードではなく、個別の新電波型式を記入してください。

■保証の申請について

付属装置(TNCなど)、または付加装置(トランスバーターやパワーブースターなど)を付ける場合は、非技適証明送受信機となりますので、TSS株式会社に必要事項を記入した「アマチュア局の無線設備の保証願書」を、「無線局申請書」に添えて申請してください。

なお、保証願書および申請に関するお問い合わせ先は、下記のとおりです。

〒112-0011 東京都文京区千石4-22-6 TSS株式会社 保証事業部

電話番号: 03-5976-6411

■パケット通信について

パケット通信の電波型式表記は、通信速度が1200bpsの場合、旧電波型式の"F2"から新電波型式の"F2D"に、9600bpsの場合、"F1"から"F1D"に変更されています。

なお、新電波型式表示の詳細については、弊社ホームページ、または(社)日本アマチュア無線連盟(JARL)のホームページをご覧くださいますようお願いいたします。

アイコムホームページ http://www.icom.co.jp JARLホームページ http://www.jarl.or.jp

アイコム株式会社

社 547-0003 大阪市平野区加美南1-1-32

003-0806 札幌市白石区菊水6条2-2-7 TEL 06-6793-0331 北海道営業所 TEL 011-820-3888 大阪営業所 547-0004 大阪市平野区加美鞍作1-6-19 仙台営業所 983-0857 仙台市宮城野区東十番丁54-1 TEL 022-298-6211 広島営業所 733-0842 広島市西区井口3-1-1 TEL 082-501-4321 東京営業所 108-0022 東京都港区海岸3-3-18 TEL 03-3455-0331 四国営業所 760-0071 高松市藤塚町3-19-43 九州営業所 815-0032 福岡市南区塩原4-5-48 760-0071 高松市藤塚町3-19-43 TEL 087-835-3723 468-0066 名古屋市天白区元八事3-249 TFI 052-832-2525 TFI 092-541-0211

■バンドの使用区分について

電波を発射するときは、下記の使用区分図にしたがって運用してください。 なお、バンドプラン(使用区分)は改訂される場合があります。 最新の情報は、JARLニュースなどでご確認ください。

狭帯域デジタル 非常通信周波数 144MHz帯 周波数:MHz 145.00 CW 注 1 全電波型式 (実験•研究用) EME 広帯域の電話・電信・画像 衛足 •電信•画像 注2 144.00 .40 .50 .70 .50 .65 80 146.00 - 非堂诵信周波数

- 【注1】144.02MHzから144.10MHzまでの周波数は、月面反射通信にも使用できる。
- この場合の電波の占有周波数帯幅の許容値は6kHz以下のものに限る。 【注2】144.30MHzから144.50MHzまでの周波数は、国際宇宙ステーションとの交信に限って広帯域の電話、電信及び画像通信 にも使用することができる。 狭带域:占有周波数带幅6kHz以下、広带域:6kHz以上

- 呼出周波数•非常通信周波数

狭帯域デジタル-非常诵信周波数 430MHz帯 周波数:MHz .10 432.10 CW EME -タ 全電波型式 レピータ 衛星 435.00 438.00 430.00 .70 .80 433.00 434.00 431.40 90 439 00 440 00 非常诵信周波数 - 呼出周波数•非常通信周波数

狭帯域:占有周波数帯幅6kHz以下、広帯域:6kHz以上

■送信系統図

